

# 岡山フルートの会会則

## 第一条 名称

この会は、岡山フルートの会と称し、英文ではOkayama Flutists Association(略称OFA)と表示する。

## 第二条 目的

この会は、フルートをとおして音楽に親しみ、会員の音楽性を高め、会員相互の親睦をはかり、岡山の音楽文化の発展に貢献することを目的とする。

## 第三条 事業

この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 内外フルーティストによる演奏会、講習会の開催
2. 研修会、親睦会等の開催
3. その他、目的に必要な事業

## 第四条 会員

この会は、その目的に賛同し、年会費を納めて事務局に登録した者を会員とする。

## 第五条 退会

この会は、退会を届け出たとき、または会の名誉を傷つけたり会に損害を与えた場合、その会員を退会とする。

## 第六条 役員

この会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 7名
4. 事務局長 1名
5. 事務局員 若干名
6. 監査 2名

## 第七条 役員の仕事

1. 会長は、この会を代表し、会議を召集するとともに会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、場合によっては会長の職務を代行する。
3. 理事は、理事会に出席しなければならない。
4. 事務局長は、事務局員を統括する。
5. 事務局員は、会務を執行する。
6. 監査は、会計を監査する。

## 第八条 名誉会長、顧問、特別会員

この会に、名誉会長、顧問、特別会員を置くことができる。

## 第九条 会長、副会長、理事、事務局員、名誉会長、顧問の選出

1. 会長については、理事会の議を経て総会で決定する。
2. 副会長、理事、事務局員、名誉会長、顧問については、会長が総会に諮り、総会の議を経て決定する。

## 第十条 役員の仕事

1. 役員の仕事は2年とする。ただし、会長の仕事は4年とする。仕事は当該年度の6月1日から始まるものとする。
2. 役員に欠員を生じ、会務の執行に支障あるとき、会長は理事会の承認を経て後任を定める。ただし、その仕事は前任者の残任期間とする。

## 第十一条 総会

総会は、会員をもって構成する。原則として年1回以上開催し、次の事項を審議する。

1. この会の事業
2. 会長、副会長、理事、事務局員、監査、名誉会長、顧問、特別会員の決定。
3. 予算、決算

#### 4. 会則の変更

#### 5. その他

### 第十二条 理事会

1. 理事会は、会長、副会長、理事、事務局長、名誉会長、顧問をもって構成する。
2. 理事会は、必要に応じて開催し、会務執行上の事項を審議する。

### 第十三条 実行委員会

1. 実行委員会は、この会の事業を行うのに必要が生じたとき、そのつど組織する。
2. 実行委員会は、会員をもって構成し、委員より実行委員長を互選する。
3. 実行委員長は、必要に応じて実行委員会を召集する。

### 第十四条 会議の成立、議決

1. 会議は、構成員の過半数をもって成立する。欠席により委任状を提出した場合は、これに含めるものとする。ただし、総会の成立については、出席者の数を問わない。
2. 議決は、出席者の過半数で決する。

### 第十五条 会計

1. 会員は、この会の運営のために、年会費を納めるものとする。
2. この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
3. 各事業の参加費は、そのつど納めるものとする。
4. 会費の年額は、別に定める。

### 第十六条 事務局

この会に事務局を置く。

### 細 則

1. 理事は、事務局員を兼務する。
2. 事務局長は、事務局員より互選する。
3. 事務局員は、庶務、書記、会計、演奏企画、会報、ライブラリー、情報管理の各係を分掌する。
4. 監査は、他の役員を兼務できない。
5. 事務局を事務局長宅に置く。
6. 会費は、年額2,000円とする（2年以上の滞納は退会とする）。
7. 名誉会長、顧問、特別会員の年会費は免除する。

### 付 則

1. この会の運営に関する細則は別に定める。
2. この会則は、1979年5月20日より施行する。
3. この会則は、2001年5月20日より施行する。  
(役員の仕事、役員の任期、理事会、実行委員会、会議の成立、議決の各条項の新設)
4. この会則は、2005年5月15日より施行する。(役員任期の変更)
5. この会則は、2007年5月13日より施行する。(理事人数の変更、特別会員の設置)
6. この会則は、2009年5月10日より施行する。(事業の変更「会員名簿の作成」を削除)
7. この会則は、2011年5月8日より施行する。(役員選出の変更、役員任期の変更)
8. この会則は、2014年5月11日より施行する。(会の英文表記の付加)
9. この会則は、2015年5月31日より施行する。(会長任期の変更)
10. この会則は、2019年5月19日より施行する。(名誉会長の設置、条文の入れ替え)
11. この会則は、2021年5月16日より施行する。(理事人数の変更、演奏企画係の新設)
12. この会則は、2022年5月15日より施行する。(会長選出の変更)